

太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書

パリ協定の枠組みのもと、脱炭素社会の構築が求められており、環境負荷の低減やエネルギー安全保障の観点から、太陽光発電を初めとする再生可能エネルギーの導入拡大が必要とされている。

こうした中、国は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく固定価格買い取り制度（F I T）を実施し、太陽光発電の導入量は着実に増加してきた。しかし、一部の地域では、景観破壊や日照障害、斜面崩落といった問題に対する地域住民の不安や、F I T買い取り期間終了後、発電設備が放置されるのではないかとの懸念も生じている。

こうした不安や懸念を払拭しつつ、地域と共生する形での再生可能エネルギーの導入をさらに促進する観点から、太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用が必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、太陽光発電を適切に導入するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく事業計画の認定に当たり、一定規模以上の案件については地域住民への事前説明を太陽光発電事業者が義務づけるとともに、その具体的な手続を事業計画策定ガイドラインに明記するなど、地域住民との関係構築のために必要な取り組みを行うこと。
- 2 太陽光発電設備が災害時に斜面崩落を誘発することのないよう、急傾斜地以外の斜面に設置される場合も含め、太陽光発電設備の斜面設置に係る技術基準の見直しを早急に行うこと。
- 3 発電事業終了後に太陽光発電設備の撤去及び適正な処分が確実に行われるよう、太陽光発電事業者による廃棄費用の積み立ての仕組みや、回収された太陽光パネルをリサイクルするための仕組みの確立に向けた取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 9 月 27 日

名 古 屋 市 会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
経済産業大臣		